

熊本地震により被災を受けた地域の早期復興に向けて

「平成28年熊本地震」により被災した公共土木施設の災害査定を開始します

- 国土交通省九州地方整備局、財務省九州財務局・福岡財務支局は、「熊本地震」により被害を受けた地域の早期復興に向け、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき申請があった公共土木施設の災害査定を以下のとおり開始します。
- 「熊本地震」による公共土木施設の被害報告は、熊本県、大分県、宮崎県、福岡県の合計で3,000件以上（※件数は精査中）となっています。
- 橋梁災害や大規模土砂災害など、甚大な被害が発生した箇所の災害査定については、準備が整い次第、順次、災害査定を実施して参ります。
- 公共土木施設の災害査定は、主務省である国土交通省本省及び九州地方整備局職員による査定官と、財政を所管する立場から九州財務局・福岡財務支局職員による立会官が実施します。

【熊本地震 災害査定計画】

- ・熊本県災害査定
日時：平成28年5月26日（木）～27日（金）より開始
- ・大分県災害査定
日時：平成28年6月21日（火）～24日（金）
- ・宮崎県災害査定
日時：平成28年6月27日（月）～7月1日（金）より開始
- ・福岡県災害査定
日時：平成28年6月14日（火）～15日（水）

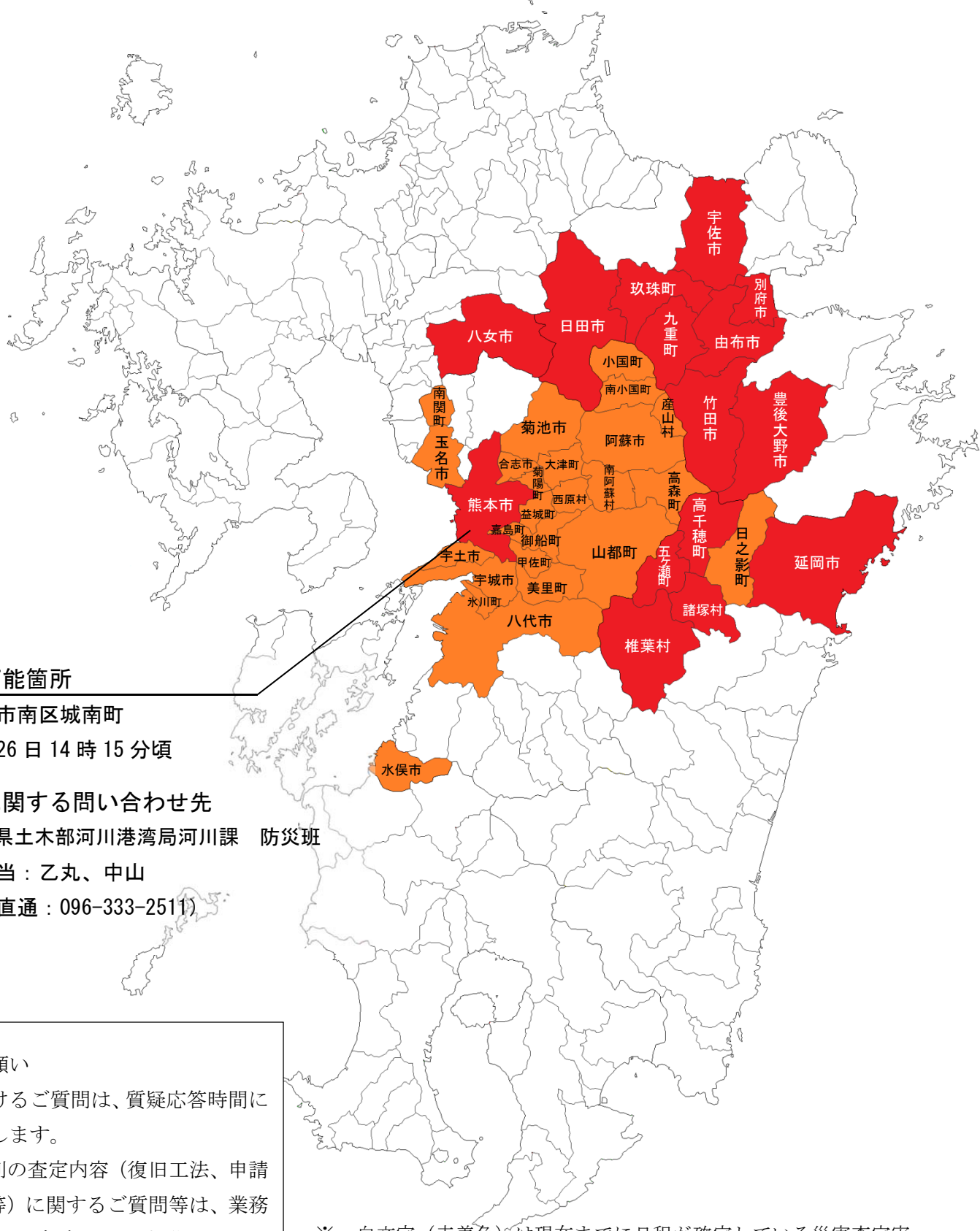
※詳細は別紙①のとおり（なお、取材可能場所は別紙②「災害査定位置図」に掲載）

【 問い合わせ先 】

| | | |
|-----------------------|-------|------------------|
| 国土交通省 九州地方整備局 総括技術検査官 | 山田 隆則 | 092-471-6331（代表） |
| 財務省 九州財務局 主計第一課長 | 小倉 哉也 | 096-353-6351（代表） |
| 財務省 福岡財務支局 主計課長 | 丸山 徹 | 092-411-7281（代表） |

【 熊本地震 災害査定日程 】

| 県名 | 査定件数 ※精査中 | 実施期間 | 査定班数 ※精査中 | 対象市町村名 |
|-----|------------------------------------|---------------------------------|--------------|-----------------------|
| 熊本県 | 5件 うち 県 3 件 熊本市 2 件 | 5月26日～27日 | 1班 | 熊本市 |
| | 15件 うち 県 12 件 熊本市 3 件 | 6月8日～10日 | 1班 | 未定 |
| | 360件 うち 県 150 件 市町村 210 件 | 6月13日～15日 | 12班 | 未定 |
| | 240件 うち 県 60 件 市町村 180 件 | 6月16日～17日 | 12班 | 未定 |
| | 300件 うち 県 30 件 市町村 270 件 | 6月27日～28日 | 12班 | 未定 |
| | 640件 うち 県 70 件 市町村 570 件 | 6月29日～7月1日 | 16班 | 未定 |
| | ※今後も予定あり | | | |
| | 大分県 | 90件 うち 県 28 件 市町村 62 件 | 6月21日～24日 | 5班 |
| 宮崎県 | 25件 うち 県 6 件 市町村 19 件 | 6月27日～7月1日 | 1班 | 高千穂町、五ヶ瀬町、延岡市、椎葉村、諸塚村 |
| | ※今後も予定あり(4件:高千穂町、日之影町) | | | |
| 福岡県 | 1件 うち 県 1 件 市町村 0 件 | 6月14日～6月15日 | 1班 | 八女市 |



取材可能箇所

熊本市南城区南町
5月26日14時15分頃

取材に関する問い合わせ先

熊本県土木部河川港湾局河川課 防災班
担当：乙丸、中山
(直通：096-333-2511)

取材時のお願い

現場におけるご質問は、質疑応答時間
お願いいたします。

なお、個別の査定内容（復旧工法、申請
額、事業費等）に関するご質問等は、業務
の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあり
ますので、ご遠慮頂くようお願いいたしま
す。

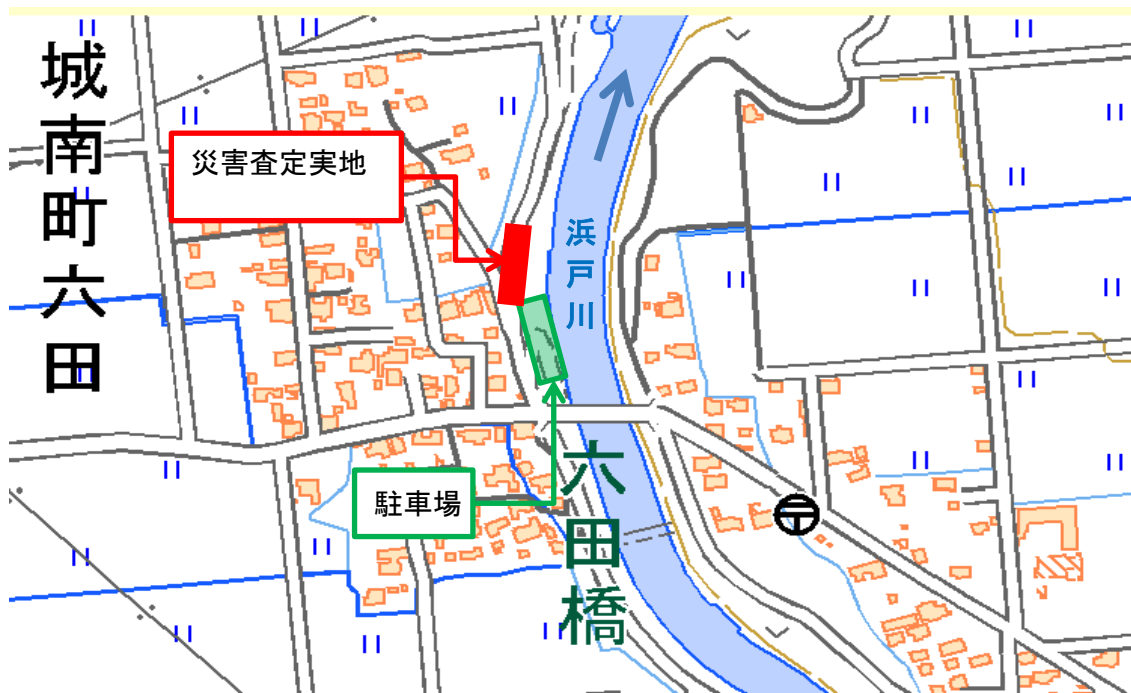
- ※ 白文字（赤着色）は現在までに日程が確定している災害査定実施市町村である。
- ※ 黒文字（橙着色）の自治体は各県の被害報告書をもとに記載しており、今後、順次災害査定を実施予定です。



○ : 1次査定申請箇所 (浜戸川)

1次災害査定 現地取材可能箇所

平成28年5月26日（木）
14:15～（予定）

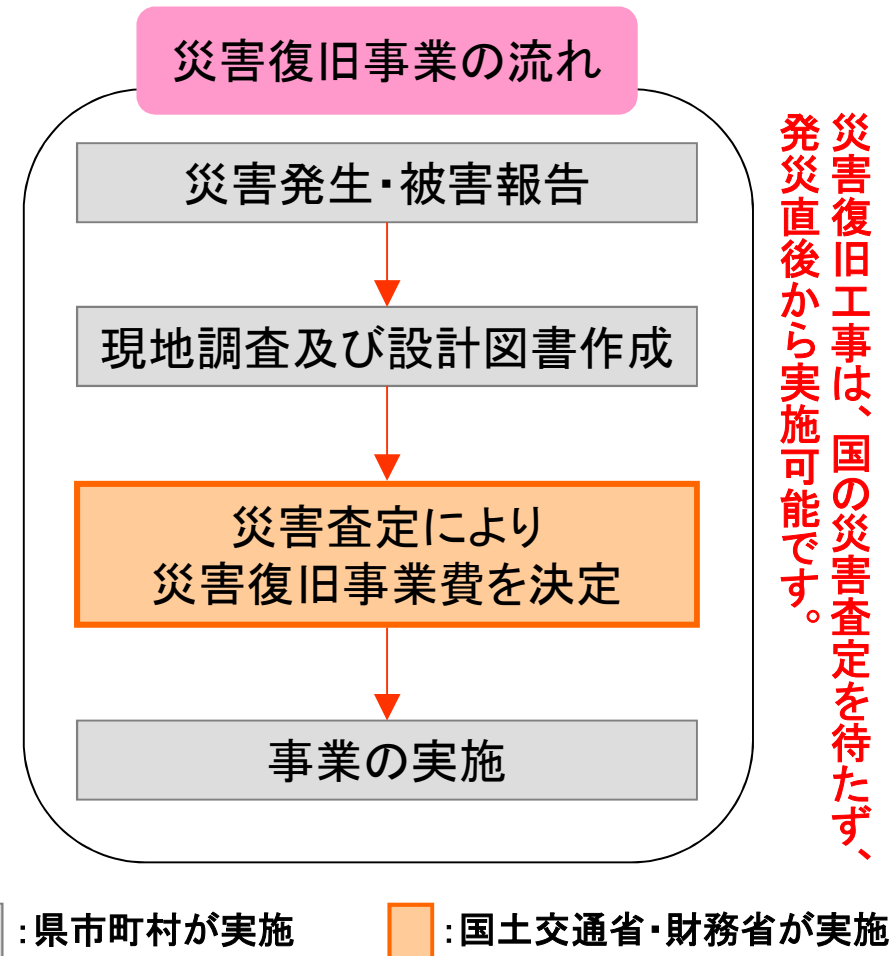


災害復旧関係事業について

| | |
|------|--|
| 根拠法令 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年3月31日法律第97号) |
| 目的 | 自然災害により被災した公共土木施設を <u>迅速に復旧</u> することで、 <u>公共の福祉を確保</u> |

<概要>

- 我が国では、毎年豪雨や地震などにより大小様々な災害が多数発生しています。
- 国土交通省では、所管する公共土木施設(河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地、道路、下水道、公園の施設、その他港湾局等に係る施設)が豪雨や地震などの異常な天然現象によって被災した場合に災害復旧を行っています。
- 地方公共団体は、災害が発生した場合には、被災箇所について災害復旧を申請し、それに基づいて災害査定が行われ、災害復旧事業費が決定されます。
(右図の「災害復旧事業の流れ」参照)



※ただし、査定前に着工する箇所については、写真が被災の事実を示す唯一の手段となるので被災状況ができる限りわかるものにする。